

特別保育実施期間の延長等へのご協力について

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、同感染症の感染急拡大を食い止めるため、本市内の就学前教育保育施設において、通常保育を休止し、医療従事者等である保護者、社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者及び特別な事情のある保護者の園児に限定した「特別保育」を8月20日から実施してまいりました。

保護者及び雇用主の皆様の特別保育の実施に対するご理解とご協力により、園児の登園率は減少し、感染拡大防止に一定の効果を得たものの、依然として感染状況に留意が必要です。

そのため、特別保育の実施期間について、9月4日(土)まで延長することといたしました。特別保育の延長について、市民の皆様には、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、施設内感染の多くは、主に園児の家庭内感染によるものです。園児の同居家族に、体調不良者や濃厚接触者、またはPCR検査の結果確認中の者がいる場合、園児の登園を控えたことにより、後に園児に感染が確認された場合であっても、休園に至らずに済んだ事例が数多くあります。特別保育対象職種に就く保護者の皆様については、家庭保育が可能な日に加えて、同居家族に体調不良者等がいる場合も登園自粛にご協力くださるようお願いいたします。

保護者の皆様の感染防止対策への協力により、施設内での感染拡大防止が図られ、園児や施設職員の感染防止はもとより、休園等による保護者の皆様の就業への影響を最小限に食い止めることが可能です。

また、雇用主の皆様におかれましては、特別保育の実施や登園自粛への協力に係る従業員の皆様の在宅勤務又は休暇等の取得について、国において創設の両立支援等助成金の活用等もご検討の上、引き続きご配慮くださるよう併せてお願い申し上げます。

令和3年8月27日
那覇市長 城間 幹子

令和3年8月27日

就学前教育保育施設利用者 様
同施設利用者の雇用主 様

那覇市長 城間 幹子
(公印省略)

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施期間の延長等について(通知)【第62報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、今般、同感染症の感染急拡大を食い止めるため、医療従事者等や社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者及び特別な事情のある保護者等の児童に限定した保育(特別保育)を8月20日(金)から8月31日(火)までの予定で実施してまいりましたが、感染状況等を勘案し、下記及び別紙の「那覇市長メッセージ」のとおり9月4日(土)まで延長することとなりましたので、ご理解とご協力をくださるようお願いいたします。

また、特別保育対象職種に就く保護者の皆様については、家庭保育が可能な日に加えて、同居家族に体調不良者等がいる場合も登園自粛にご協力くださるようお願いいたします。

※保護者の皆様において、お勤め先に在宅勤務や休暇等の申請の際、雇用主に本通知を周知くださるようお願いいたします。

※本決定事項は、8月27日現在であり、感染状況等により今後変更があり得ることを申し添えます。

記

1、保育対象は、保護者の全員が次の場合で(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ休暇の取得が困難な場合とします。

- (1) 社会生活を維持する上で事業継続が求められる職種に従事する者
- (2) 社会福祉サービス等の職種に従事する者
- (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

※詳細は、別添のガイドラインを参考にし、ご不明な点、お困りの点がございましたら、こども教育保育課までご相談ください。

2、実施期間 令和3年9月4日(土)まで

3、本件特別保育や登園自粛の要請に応じていただいた場合の保育料等は、減免措置等の対象です。

<参考>

園児の同居家族に、体調不良者や濃厚接触者、またはPCR検査の結果確認中の者がいる場合、園児の登園を控えたことにより、後に園児に感染が確認された場合であっても、休園に至らずに済んだ事例が数多くあります。一方、発熱等の症状があるにも関わらず、登園したことにより、施設内で感染を拡大させた事例も確認しています。

特別保育に関する問い合わせ先
那覇市こども教育保育課
電話：861-2113